主 本件控訴を棄却する。 控訴人の新申請を却下する。 控訴費用は控訴人の負担とする。 事

「請求の趣旨関係」

控訴代理人は「原判決を取消す。被控訴人の別紙第一及び第二物件目録記載の物件に対する占有を解き、控訴人の委任する東京地方裁判所執行吏にこれが保管を命ずる。被控訴人は右物件を譲渡その他一切の処分をしてはならない。訴訟費用は第一、二審とも被控訴人の負担とする。」との判決を求め、被控訴代理人は主文第一項ないし第三項同旨の判決を求めた。

「事実関係」

当事者双方の陳述した主張の要旨は、左記の外は原判決の事実摘示と同一であるから、ここに引用する。

第一 控訴人側の主張

(一) 請求の拡張の理由

(二) 第一物件目録の石油について主張を訂正する理由

被控訴人は、原審において控訴人が仮処分を求めた石油のうち一部をその後地に売却しその残部である自動車用揮発油(オクタンカ約七十五)五千一百瓩(六九二九キロリツトル五〇〇)を神戸市 b 区 c 町 d 丁目地先被控訴人の神戸油槽所に輸送荷揚して、同所に保管中であるから、第一物件目録記載の物件をその範囲に変更したものである。右石油が被控訴人主張のように第三者に売却されているものであることは否認する。右石油が被控訴人主張のように米国製揮発油と混合されたことは認めるが、日本民法第二四三条、第二四五条によつて、右石油全部に対し控訴人がいぜんとして所有権を有するものである。

権を取得するのである。ことにそのもの(油田又は石油)を不法に領得し又は領得者から買受けた者があつても、その者は権利者に対してその物又は果実(石油又は 油田から湧出した石油)を返還する義務があるものであるから、控訴人はいぜんと してその所有権を失つていないものである。

(四) 以上の外の、原判決記載の主張に対する追補。

(1) 本件石油は石油国有化法が施行される以前に採取されたものである。 石油国有化法によつて国有の対象になつたものは、国有化法施行の日にイラン国内にあつた控訴人所有の工場、施設、機械、貯蔵商品(石油製品)は除かれて、石油採取権と石油に関する事業のみであるが、控訴人の従業員が一九五一年九月にイ ランを退去した際イラン国に残しておいた採取済の原油、航空用及び自動車用ガソ リン、デイーゼル油その他の石油製品は合計一九〇万九千六百ロング噸であつた。 その後のイラン国内で消費された数量並ひに外国に搬出された数量とその後のイラ ン国の精油能力量を考量して計算すれば、本件石油が控訴人所有のものであること は算数上明である。

国有化法による収用の補償に関しイラン国のなした行為は十分なものと (\square) は認められない。

イラン国で石油国有化法が施行されて以来、英国及び控訴人は何回となく直接イ ラン国に事態を円満に解決するため交渉し、又仲裁手続に付せられたい旨を交渉 し、米国もイラン国と英国との間に入って円満に解決しようと斡旋したが、いずれ もイラン国においてこれを拒否しており、石油採取権自体の収用に対する補償につ いては討議することすら拒んでいるのであるから、イラン国は現に、賠償を支払わ ずとの意思を確定的に表示しているといわなければならない。 (ハ) 法律上の主張に対する追補。

控訴人とイラン国との本件協約が、かりに私法上の契約に過ぎないものとして も、双方当事者の意思は、イラン国内法によつて規律せれるものではなく、国際法 に準拠するものであるのである。従つて、イラン国が一方的に国有化法を施行した のは国際法に違反したものであるから、結局右国有化法は無効である。国際法にお いては、相手方が国際法に違反する不法行為をなしたときは、被侵害権利は消滅せず現状回復を求める権利を有するもので、たんに金銭的の賠償を求める権利のみを有するに過ぎないのではない。故に控訴人が従前から主張しているように石油の国 有化法が国際法に反し無効なる以上、控訴人はあくまで本件石油の所有権を失つて いるものではない。他国の国際法違反の行為に対しては、独立国の正常な立法手続 によつたものであるからとの理由のみで、その効力を認める外はないとすれば、憲 法第九八条第二項に定められた国際法遵守の義務に違反し、独立国たる司法の権能 を抛棄するものである。ことに国有化法の効力を認め控訴人の本件石油に関する所 有権がイラン国において喪失したりと、我国の裁判所で判断するようなことになつ たとしたら、国際法に反する外国法の効力を認めることに外ならないから、それは 法例第三十条に反することになり、絶対に許されないことである。

被控訴人側の主張

請求の拡張に対する異議

控訴人のなした請求の変更は請求の基礎に変更かあるから異議がある。被控訴人 は通産省から米貨百五万ドルの石油買付の許可を受けたが、右は別にイラン石油会 社からのみ買付けるとの趣旨のものではない。第一物件目録記載のものと第二物件目録記載のものとは全然別個のものであり、被控訴人とイラン石油会社との一九五 三年二月十四日の契約(乙第十四号証)は九年間にわたる長期の供給契約で、現実 の取引については両者がその都度数量と金額とを協定すべき旨を定めてあるもので あり、右契約に基いては被控訴人は石油に対して直ちに所有権を取得するようなこ とはなく、第一回分と第二回分とはそれぞれ別個な契約に基いて買受けたものでそ の所有権の取得時期も全く別個なものである。右のような関係であるから、第一物 件目録記載のものと第二物件目録記載のものとは法律的にも事実的にも関係がない ものであるから、民事訴訟法第二三二条にいう請求の基礎が異るものである。な お、被控訴人が日章丸で第二回目に輸入した石油の数量が控訴人主張の如くなるこ とは認める。

第一物件目録記載の石油に対する主張

控訴人主張の第一物件目録記載の石油をその主張のように被控訴人が占有してい ることよ認める。しかしながら右石油は被控訴人が既に第三者に売却し、その引渡 を了したのであるが、第三者よりの依頼によつてただたんに保管しているのに過ぎ ない。殊に右石油は昭和二十八年六月十一日米国製揮発油八、〇二六瓩とイラン製 揮発油一五、四六〇瓩とを混合したものの一部であるから、たとえ控訴人が右イラン製揮発油に対し所有権を有していたとしても、右混合と共にその所有権を喪失したものである。少くとも民法第二四四条、第二四五条によつて混合の割合による所有権のみを有するに止まるものであるから、全部が控訴人の所有に属するとのキ張は失当である。

(三) イラン国の国内法からみて本件石油が被控訴人の所有に属するとの主張法例第一〇条第二項によれば、本件石油の所有権を被控訴人が取得したか否かは(取得したとすれば、その反面控訴人はいかなる事由によるとするも本件石油に対し所有権の主張はできない)、イラン国の法律によつて定まるべきものであると目のと代金との交換によつて成立し、第三六七条によれば、動産の所有権は目的物の引渡によつて移転するものであるところ、被控訴人はイラン石油会社から本件石油を買受け、アバダンにおいて現実に引渡を受けたものであるから、(イラン石油会社が本件石油に対し所有権を有していたことは外でも十分に主張した)被控訴人はその当時本石油の所有権を取得したものである。すなわち、イラン国は石油国有化法で国有に帰した石油鉱区施設、機械、石油等をすべて、同国法でイラン石油会社に帰属せしめた。

(四) 以上の外の原判決記載の主張に対する追補。

(イ) 本件石油は石油事業国有化法以後に採掘されたものであるし、そうでないとしても、控訴人は所有権を失つていた。

控訴人主張のように一九五一年九月当時控訴人がイラン国で所有していた石油が一九〇万九千六百ロング噸あつたことは不知、かりに右のような数量があつたとしても、イラン国内の一年間内の消費量ですら右数量を超えるものであるから、一九五三年まで右石油が残存しているとのことは考えられない。石油国有化法の施行法第四条によれば、石油収入及び石油生産物一切は一九五一年三月二十日現在から、イラン国の否定し得ない財産であると明記されているから、本件石油が石油国有化法施行以前に採掘せられたものとしても、同法施行と共に控訴人はその所有権を失つたものである。

(ロ) 収用の補償に関する主張。

石油国有化法施行後、控訴人とイラン国との間に直接又は間接にいろいろの折衝が行われたことは認めるが、イラン国は、控訴人が所有していた施設、機械、工場在庫品についてはもちろん、石油採掘の権利についても十分なる補償提供の用意をしているのである。控訴人とイラン国との間の紛争について国際司法裁判所が当然管轄権を有しているとのことは争うが、イラン国政府は控訴人に対し同裁判所の管轄に付する合意をしてもいい旨の提議すらなしている。

(ハ) 法律上の主張に対する追補。

控訴人とイラン国政府との間の利権契約はあくまで私法上の契約であるから、イラン国の法律秩序に服し、イラン国の公共の利益のために制定実施される法律に規制せらるべきは法律上当然のことである。現在の国際法上確立された原則によれば、国家は外国人の処遇についてせいぜい自国民と平等の待遇保護を与うべきものであるとのことであるから、控訴人主張のように、外国人の財産を補償なくして収

なお、(三)に主張したように、本件石油の所有権の帰属は一にイラン国の国内法によつてきまるのであるが、イランの国内法が不明な点がある場合には、いわゆる内外法符合推定の原則によつて日本私法の関係法規を基礎としての条理を適用すべきである。

「証拠関係」(省略)

第一 訴の変更の適否についての判断

〈要旨第一〉控訴人が当審においてなした請求の変更は、第一物件目録記載の石油に対する仮処分申請を、第二物件目〈/要旨第一〉録記載の石油に対する仮処分申請に まで拡張したのである。控訴人は右各石油に対し一九五三年二月十四日の被控訴人 とイラン石油会社との契約に基いて、同時に権利を取得したものであると主張する けれども、右の事実を認めるに足るなんの証拠もなく、却つて成立について争のな い乙第十四号証及五十五号証の一、二によれば、被控訴人と右イラン石油会社との契約は被控訴人の主張のように、一九五三年二月から九ケ年にわたり長期に石油を 売渡すべきことを定めた契約に止まつて、被控訴人が具体的に購入する石油の数量とその価額は別になす具体的の契約において定まり、その引渡は、アバダン港にお ける売手の海上積荷基地において被控訴人の提供する船舶の永久ホース接続点でな し、その所有権移転(その所有権が真実移転するかどうかはしばらくおく)の時期 も、石油が売手のパイプラインと船舶の取入パイプをつなぐ管孔の閉鈑(フラン ジ)か又は荷渡ホースと船舶の取入パイプとをつなぐフランジに到達したるときな るとの特約であることを認めることができる。果してそうだとすれば、第一物件目 録記載の石油と、第二物件目録記載の石油との所有権が控訴人に属するか被控訴人 に属するか、又右各石油に対して仮処分をなす必要があるかどうかの点については、同一の関係にあり、少くとも法律上の争点及事実上の争点も大体同一ではあるが、第一物件目録と第二物件目録記載の石油は全く別個のもので、被控訴人がその 所有権を取得したのも、全く別個な契約に基いて別な時期においてなのである。ち ようど、法律上取引を禁じられているか否や問題のものを別個な契約で、別な日時 に買受けたと同じ関係にあつて、取引を禁じられているかどうかとの法律上の争に ついては同一であつても、取引そのものが別個なのである。右のような関係は民事 訴訟法第二三二条にいう請求の基礎が同一であるとは認め難い。そうであるから、 控訴人が当審においてなした訴の変更は不適法で許すべからざるものなのであり、 控訴人の当審での拡張による請求は却下すべきである。

第二 当事者間に争のない(明に争わないものをも含む)歴史的な事実。一九三三年(昭和八年)ペルシヤ帝国(イラン国の旧称)が控訴人(その当時の名称はアングロ・ペルシヤ石油株式会社)との間に、イラン国南部における石油は採取、精製、並びに販売に関する利権を賦与する協約(その性質その他につい五日、近同月三十日並びに同年五月一日施行のイラン国石油国有化法を制定施行して、の範囲についてはしばらくおく)。その後イラン国は右國有化法が対象としたものの範囲についてはしばらくおく)。その後イラン国は右國有化法で権利を取得のででのものを、同国の法律でイラン石油会社に帰属せしめた。被控訴人は昭和大年イラン石油会社から本件石油(自動車用揮発油一三、二二八ロングトン)を買受け、同年四月十三日アバダン港でその引渡を受け、日章丸で我国に輸送してきて、一たんは被控訴人所有の川崎市 a 町所在の油槽

所に保管をしたが、その後被控訴人においてその一部を他に売却処分して引渡を了し、その一部である別紙第一目録記載のものを同年七月に神戸市に輸送し、同市 b 区 c 町 d 丁目地先の被控訴人の神戸油槽所に現に保管中である(その部分をも被控訴人が他に処分したかどうかの点はしばらくおく)。又その石油は被控訴人主張のように、米国製揮発油に混合されている。

第三 本件の争点に対する判断。

(一)控訴人とイラン国との上記認定の協約の性質とそれを規律するものはなに か。

(二) 石油国有化法の有効、無効を判断できるか。

イラン国は上記認定のように、石油国有化法を制定施行してイラン国においての石油事業を国有に帰せしめたため、控訴人のイラン国との上記協約による権利もその対象となり、イラン国の国有に帰せしめられたか否やが当事者間に争となつている。しかしてその成立に争のない甲第二号証の一、及び原審証人Aの証言によりその成立を認めるにたる乙第一号証の一ないし三によれば、イラン国政府は右石油国有化法によつて形式上は控訴人の上記協約による権利を、補償金を支払うことを条件として収用したのであるから、右石油国有化法が有効であるとすれば、控訴人の権利は失われたことになり、無効であるとすれば控訴人の権利は失われないことになるのである。

上掲甲第一、第二号証の一、乙第一号証の一ないし三、第三、第十八号証、各その成立に争のない甲第十二号証、第四十八号証の一、乙第二号証、第四号証、第二十二号証、第三十一号証の一、二、第四十号証、原審証人Aの証言によりその成立を認めることのできる乙第五号証、第七号証の一、二、原審証人Bの証言によりその成立を認めることのできる甲第十六号証、原審証人Cの証言によりその成立を認めることのできる甲第十五号証、当審証人Dの証言により各その成立を認めることのできる甲第五十四号証、第五十五号証(但し一部)によれば、下記の諸事実を認めることができる。

(イ) 急激な社会改革や革命などの場合において、たとえ国民の財産が没収されることがあつても、外国人の財産は補償を受けて収用されることがあつても、没収されることはないとの確立された国際法の原則の存することと、その補償については「十分にして、有効旦即時の補償」がなければならないことは、多くの国の慣行、判例と学者によつて確認せられていること。

〈要旨第二〉(ロ) 第三国の裁判所が外国が形式上適法な手続を経て制定した法律の効力をそのまま認めるべきであるか、〈/要旨第二〉又はその有効無効を判断してこれを認めないことができるかについては、従来の各国の判例は積極と消極とに分れていて、まだ外国の法律の効力を無効であると判定し得る国際法上の原則の確立されていないこと。

右諸認定に反する甲第六号証の一、二、第七号証の一、二、第十七、第十八号 証、第二十一、第三十五、第三十七、第三十八、第五十四、第五十五、第六十三号 証記載の見解は当裁判所の採用し得ないところであり、外に右各認定を動かすこと のできるなんの証拠もない。

そうであるから、当裁判所は、原審証人A一の証言によつて真正に成立したもの

更に、控訴人はイラン国の石油国有化法の制定施行が、国際法上の不法行為であり、それは現物賠償であるから、控訴人は上記協定による権利を未だ失つていないと主張しているが、当裁判所で、イラン国の石油国有化の制定の適否を判断し得ないこと上段説明のとおりである以上、不法行為であるか否やの判断もすべきでないのであるから、損害賠償の原則などを判断するまでもなく、この点の控訴人の主張も亦採用することができない。

(三) 石油国有化法は、施行当時既に湧出又は採取されていた石油をも対象と したのか。

ろである。そうだとすれば、石油国有化法の解釈について多少論議の余地はあるにせよ、〈/要旨第三〉全然不可能な解釈でない以上、右法律を制定したイラン国政府自身の解釈適用の当否は、上記のように、当事者双方の合意で選んだ仲裁裁判官か、イラン国の裁判所が判断するなれば格別、第三国である当裁判所としては、一応イラン国政府の解釈を尊重するのが、上記のような独立主権国相互間の主権尊重、友好維持の必要から生ずる国際礼譲の立場からして、又条理上も妥当な態度だといわなければならない。そうであるから、上記総計一、九〇九、六〇〇ロング噸の石油もイラン国政府に収用されたものと解する外はない。

(四) 本件の石油が控訴人の所有に属するかどうかの判断。

控訴人は、上記石油国有化法の効力を認めること又は控訴人が本件石油に対する権利を喪失したと認定することは法例第三〇条に反することになると主張するけれども、石油国有化法は(二)で説明したようにかんたんに外国人の権利の没収法とは断定し難く、又当裁判所では確立した国際法の原則が認められないために同法の有効、無効を判定し得ざるとの態度をとるに止まり、同法を積極的に有効なりと断定したのではなく、その結果石油国有化法を有効と認めると同定の結果を反射的に認めたことになり、又そのため本件石油に対する控訴人の所有権をも否定した結果ともなつたが、そのこと自体が、我国の公の秩序又は善良の風俗に反するとはとうてい認め難い。そうであるから、この点に関する控訴人の主張も又採用することができない。

第四 本件控訴の当否に対する判断。

控訴人が当審において訴を変更して、請求を拡張したが、その部分は、第一で説明したように、請求の基礎を変更した訴の変更であるから、その訴の変更はれず、拡張の部分は却下すべきである。第一審以来の請求は当審に至っているのである。第一審以来の請求は当審に至っているのであるが、その部分の請求は、控訴人が、日章なで判所の判析の対象となつているのであるが、その部分の請求は、控訴人が、日章なに対したとなっているのであるが、その部分の請求は、対したとない、日本をは、第三の(四)で判示したとおびに、仮処分のおは理由がないといわないの所有権を認めることができないから、その余の争点は理由がないといわないとがで判断するまであるから、を対したの事情を却であるから、に判決はないては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、結果においては異るところはあるが、に対決する。

条、第八九条を適用して、主文のように判決する。 (裁判長判事 柳川昌勝 判事 村松俊夫 判事 中村匡三) (別紙)

第一物件目録

被控訴人がイラン国から油槽船章丸で輸送し、昭和二十八年五月九日横浜埠頭に帰着し、神奈川県川崎市a町五番地所在の被控訴人所有の油槽所に保管の後、同年七月十一日、十二日神戸港に輸送し、神戸市b区c町d丁目地元出光興産株式会社神戸油槽所に保管中の

一、 自動車用禅発油(オクタンカ約七十五)五千一百瓩(六、九二九キロリツ

トル五〇〇) 第二物件目録 被控訴人がイラン国から油槽船章丸で輸送し、昭和二十八年七月五日横浜埠頭に 帰着し、神奈川県川崎市a町五番地所在の被控訴人所有の油槽所石油タンクに保管 中の

- ガソリン 約一万七千噸 軽油 約四千二百噸